

せたがやふるさと区民まつり実行委員会会則

(名 称)

第1条 この会は、せたがやふるさと区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 実行委員会は、せたがやふるさと区民まつり（以下「区民まつり」という。）を開催することにより、世田谷区民の創造的意欲を結集し、連帯感を高めるとともに、郷土に対する愛着心の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、世田谷区と共同して毎年7月下旬から8月上旬までの間に区民まつりを開催する。

2 実行委員会は、区民まつりの開催のほか区民まつりに付随する事業を行う。

(構 成)

第4条 実行委員会は、世田谷区民である篤志家を主体に構成する。構成員の定数は40人以下とする。

2 実行委員会に実行委員長を置き、委員（前項の構成員をいう。以下同じ。）のうちから互選により選出する。

3 実行委員会に副実行委員長、会計及び会計監査を置き、委員のうちから実行委員長が指名した者をもって充てる。

4 実行委員会に、区民まつり全般の運営等の助言を行う顧問又は相談役を置くことができる。顧問又は相談役は、実行委員長が任命する。

5 区民まつりを円滑に運営するため、実行委員会に企画委員会、警備救護委員会及び次の部会を設置する。

(1) 阿波おどり部会

(2) みこし部会

(3) 子ども部会

(4) 商店街出店部会

(5) 暮らしの情報出店部会

(6) 福祉団体出店部会

(7) 清掃・リサイクル部会

(8) みどり部会

6 企画委員会及び警備救護委員会に委員長を置く。企画委員会及び警備救護委員会の委員長は、実行委員会の委員のうちから実行委員長が指名する者をもって充てる。

7 企画委員会に次の部会を設置する。部会の委員は、企画委員会の委員のうちから企画委員長が指名する者をもって充てる。

(1) イベント部会

(2) 交流部会

(3) 広報協賛部会

(職 務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは職務を代行する。

3 会計は、実行委員会の会計事務を行い、会計年度終了後は速やかに実行委員会に報告する。

- 4 会計監査は、実行委員会の会計事務を監査し、決算を審査する。審査後は会計監査報告書を作成し、実行委員会に報告する。
- 5 企画委員長は、企画委員会を代表し、企画委員会の会務を統括する。
- 6 警備救護委員長は、警備救護委員会を代表し、警備救護委員会の会務を統括する。

(会 議)

第6条 実行委員会の会議は、実行委員長が招集し、及び主宰する。

2 実行委員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業運営の基本方針

(2) 開催計画

(3) 警備救護計画

(4) 予算及び決算

(5) その他事業に関する事項で実行委員会が必要と認めた事項

3 企画委員会は、開催計画を策定するとともに、区民まつり全般にわたって調査・研究を行い、実行委員会に提案する。

4 警備救護委員会は、警備救護計画を策定し、実行委員会に提案する。

5 部会は、開催計画に基づき担当事項の細目を検討し、実行委員会に提案する。

(任 期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間在任する。

2 委員を辞任しようとするときは、1箇月前に実行委員長に申し出て、その承認を得なければならない。

(事務局)

第8条 実行委員会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 前項の事務局の事務に従事する者は、実行委員長が任命する。

(経 費)

第9条 区民まつり及び区民まつりに付随する事業に係る経費は、団体、企業又は個人からの協賛金及び世田谷区の予算をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、前回の決算日の翌日から当該年度の決算基準日までとする。

2 決算基準日は、前回の決算日の翌日から起算して概ね1年後とし、実行委員会の会議により定める。

(改 正)

第11条 この会則は、実行委員会の委員の2分の1以上の同意により改正することができるものとする。

(委 任)

第12条 この会則の施行について必要な事項は、実行委員長が別に定める。

付 則

この会則は、平成23年3月2日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年3月4日から施行する。